

南あわじ市談合（連合）情報取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、南あわじ市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務、物品購入（以下「工事等」という。）に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）について、談合情報を得た場合の組織的な対応及び公正取引委員会等への報告手順等を定めることで、公正かつ自由な競争を確保し、適正な契約を行うことを目的とする。

（談合情報等の確認）

第2条 工事等に係る入札について談合情報の提供を受けた者は、情報提供者に対して次に掲げる内容その他必要事項を聴取し、その内容を「談合情報報告書」（様式1）にまとめる。

- (1) 情報提供者の氏名又は名称、住所及び連絡先電話番号
 - (2) 入札対象工事等の名称、発注機関、入札（予定）日時
 - (3) 談合の疑いのある行為者の氏名又は名称
 - (4) 談合の疑いのある行為の具体的事実（日時、場所、関与した者の氏名等）
- 2 当該工事等の入札執行者以外の者が談合情報の提供を受けたときは、速やかに当該工事等の入札執行者に「談合情報報告書」を提出する。
- 3 前2項において、情報提供者が匿名の場合は、可能な限り氏名及び連絡先の確認を求め、拒否された場合は、十分な対応ができない旨を示唆したうえで内容を聞き取る。
- 4 入札執行者が報道により談合情報を入手したときは、第1項と同様に「談合情報報告書」を作成する。
- 5 第1項の情報提供者が報道機関であるとき、又は前項により談合情報を入手したときは、入札執行者は当該報道機関に対し、談合情報の出所を明らかにするよう要請するなど、取材報道活動に支障のない範囲で可能な限り情報収集に努める。
- 6 情報提供者の存在が確認できるときは、入札執行者は必要に応じて情報提供者に対し、情報内容を再確認する。

（入札等の措置）

第3条 入札執行者は、前条により談合情報を入手したときは、以下の措置を講ずる。

- (1) 入札執行前に事情聴取等の調査（以下「事情聴取等」という。）を行う必要が生じたが、入札執行まで時間的な余裕がないと判断したとき
入札執行を延期する。
- (2) 入札執行後落札決定前において事情聴取等を行う必要が生じたとき
落札決定を保留する。
- (3) 談合情報が次条に定める事情聴取等の要件に該当しないとき
入札執行前においては入札を予定どおり執行し、入札執行後においては落札を決定、契約を締結又は継続する。
- (4) 落札決定前において、入手した談合情報が、その時点で容易に推定されない入札参加者、予定価格等の非公表情報を詳細かつ正確に明示したものであるとき
入札を取り止める。

（事情聴取等の要否の基準）

第4条 事情聴取等の調査は、基本的に以下の要件に該当する場合に行う。

(1) 落札決定前に情報を入手したとき

① 情報提供者が匿名又はその存在が確認できないときは、以下のいずれかが明示されている場合

ア 落札予定者（実際の入札参加者と一致していること。以下、同じ。）

イ 入札参加者を含み、かつ、談合の日時、具体的な談合の場所、談合に関与した者（実際の入札参加者と一致している、又は入札参加者との関係が明らかであること）の所属・役職・氏名、落札予定金額のうち2点以上

② 情報提供者の存在が確認できるとき（①の場合であっても、報道機関を介して情報が提供されたとき、又は報道により情報を入手したときを含む。）は、以下のいずれかが明示されている場合

ア 落札予定者

イ 落札予定金額

ウ 入札参加者を含み、かつ、談合の日時、具体的な談合の場所、談合に関与した者の所属・役職・氏名のうち1点以上

(2) 落札決定後に情報を入手したとき

談合に関与した者の所属・役職・氏名を含み、かつ、談合の日時、具体的な談合の場所のうち1点以上

（事情聴取等及び誓約書）

第5条 入札執行者は、前条により事情聴取等を行う必要があると判断したときは、複数の職員体制で、原則として入札参加者（共同企業体にあつては代表構成員及びその他構成員。以下、同じ。）のすべてから個別に事情を聴取し、その内容について「談合疑惑事情聴取調書」（様式2）【非公表】を作成する。

2 事情聴取等の対象者は、入札参加者において入札及び契約の権限を有する責任者のほか、必要に応じて入札参加者以外の関係者とする。

3 入札執行者は、入札参加者が既に積算内訳書を提出しているときは、それらを精査したうえで事情を聴取する。

4 落札決定後に談合情報を入手したことに伴い事情聴取等を実施するときは、対象者を落札者等一部の者に限定することができる。

5 事情聴取対象者が談合行為を否定したとき、入札執行者は当該入札について談合を行っていない旨の誓約書（様式3-1、3-2）の提出を求める。

6 入札執行者は、前項の誓約書の徴取後、談合疑惑事情聴取調書の写し等を提出することにより、談合疑惑事案及び事情聴取等の内容を、南あわじ市競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）に報告する。

（談合事実の認否の判断）

第6条 審査会は、前条第6項により入札執行者から報告を受けたときは、談合情報及び事情聴取等の内容等について検討したうえで、談合事実の認否について審議する。

（入札の執行）

第7条 入札執行者は、前条の規定による審査会の審議結果に基づき、入札を執行して差し支えないと判断した場合は、第5条第1項において事情聴取等を行った入札参加者の

代表取締役等の代表者から、当該入札について談合を行っていない旨の誓約書（様式3-1）を改めて求めたうえ、入札を執行する。

2 入札執行者は、第3条(3)又は前項により入札を執行するときは、入札参加者に対して予め以下について注意喚起する。

- (1) 入札執行前に談合疑惑の通報等があったこと。
- (2) 入札にあたっては、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしてはならないこと及び関係法令を遵守すること。
- (3) 談合が事実であることが判明すれば、その入札は無効となり、入札参加資格を失うのみならず契約を解除し、相当の違約金及び損害賠償を請求することがあること。

（落札決定の是非の判断）

第8条 入札執行者は、入札を執行した結果、情報どおりの落札者又は落札金額であったときは、落札決定を保留し、落札者を対象として第5条第1項及び第2項に準ずる事情聴取等を行う。

2 事情聴取対象者が談合行為を否定したとき、入札執行者は当該入札について談合を行っていない旨の誓約書（様式3-3）の提出を求める。

3 入札執行者は、第1項の事情聴取等の結果、談合の事実又は談合の強い疑いが認められないと判断したときは、落札者の代表取締役等の代表者から、当該入札について談合を行っていない旨の誓約書（様式3-3）を改めて求めたうえで、落札を決定する。

（落札の決定等）

第9条 入札執行者は、第6条の規定による審査会の審議結果に基づき、落札の決定、契約の締結又は契約の継続を行って差し支えないと判断した場合は、各々の措置を講ずる。

2 前項の措置にあたっては、第5条において事情聴取等を行った入札参加者の代表取締役等の代表者から、当該入札について談合を行っていない旨の誓約書（様式3-1、3-2、）を改めて求めるとともに、以降に談合事実が明らかになった場合は契約を解除する旨を注意喚起する。

（入札の取止め等）

第10条 入札執行者は、入札参加者又は落札者が談合の事実又は事実らしき事実を認めたとき、第6条において審査会が談合の事実若しくは談合の強い疑いがあると認めたときは、入札又は契約締結の取止め又は着工工事の進捗状況等を考慮したうえ契約の解除等の措置を講ずる。

（関係機関への報告）

第11条 入札執行者は、第3条(4)により入札を取り止めたとき、事情聴取等を行う必要がある談合情報入手したとき及び談合情報について調査を行ったときは、以下の資料を添えて、公正取引委員会近畿中国四国事務所長あて談合情報に関連する資料の送付について（様式4-1）又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく報告について（様式4-2）により報告する。

(1) 第3条(4)により入札を取り止めたとき

- ① 談合情報報告書（様式1）
- ② 入札参加者一覧表

③ その他の関係資料（非公表情報と談合情報の一致度等）

(2) 談合情報について調査を行ったとき

① 談合情報報告書（様式1）

② 談合疑惑事情聴取調書（様式2）

③ 誓約書（様式3-1、3-2、3-3）の写し

④ 開札結果表（入札を取り止めた場合は入札参加者一覧表）

⑤ その他の関係資料

2 総務企画部財務課長は、談合情報及びその対応を兵庫県警察本部あて様式5により報告する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

〔第2条、第11条関係〕

(様式1)

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工事(業務)名	
入札形態	一般競争 公募型一般競争 制限付き一般競争 指名競争 その他 ()
入札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・その他 氏名等 連絡先(住所) (電話番号)
受信者	役職・氏名
情報手段	電話 FAX メール 書面 面接 報道 その他 ()
情報内容	(入札参加者、落札予定者、落札予定金額、談合に関与した者、談合日時及び場所等)
情報提供時において公表済であった事項(公表済事項に○)	入札参加者数 入札参加者名称 落札者 落札額 その他 ()
対応の概要	
当該案件の照会先	(事務所名、所在地、電話)

(様式 3-1)
〔第 5 条、7 条、第 9 条関係〕
〔契約締結前用〕

誓 約 書

年 月 日に執行が予定されていた（執行された）
工事（委託業務）の入札について、業者間で事前
に談合があったかのように通報（報道）されていますが、そのような事実は一切なかった
ことを誓約します。

併せて、公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結できなくても
異議がなく、また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場
合は、一方的に契約を破棄され、損害賠償を請求されても異議がないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察当局に送付されても異議ありませ
ん。

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(様式3-2)

[第5条、第9条関係]

[契約締結後用]

誓 約 書

年 月 日に執行された 工事（委託業務）
の入札について、業者間で事前に談合があったかのように通報（報道）されていますが、
そのような事実は一切なかったことを誓約します。

※【契約相手のみ】

併せて、今回の入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、
一方的に契約を破棄され、損害賠償を請求されても異議がないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察当局に送付されても異議ありません。

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(様式3-3)
[第8条関係]

誓 約 書

年 月 日に執行された 工事（委託業務）
の入札について、事前に当社が落札すると通報され、入札結果もそのとおりになりました
が、談合その他不正な行為は一切なかったことを改めて誓約します。

併せて、公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結できなくても
異議がなく、また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場
合は、一方的に契約を破棄され、損害賠償を請求されても異議がないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察当局に送付されても異議ありませ
ん。

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(様式4-1)
〔第11条関係〕
〔公正取引委員会事務所報告用〕

第 年 月 日 号

公正取引委員会 近畿中国四国事務所長 様

南あわじ市長 印

談合情報に関連する資料の送付について

南あわじ市〇〇〇〇発注の〇〇工事（委託業務）の入札（契約）に関する談合情報に関連する資料を下記のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書
- 2 談合疑惑事情聴取調書
- 3 誓約書（写）
- 4 開札結果表（入札参加者一覧表）
- 5 その他関係資料（写）

担当 南あわじ市〇〇部〇〇課
〒 656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1
TEL

(様式4-2)
〔第11条関係〕
〔公正取引委員会事務所報告用〕
〔公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条該当用〕

第 年 月 日

公正取引委員会 近畿中国四国事務所長 様

南あわじ市長 印

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく
報告について

南あわじ市〇〇〇〇発注の〇〇工事（委託業務）の入札（契約）に関する談合情報について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書
- 2 談合疑惑事情聴取調書
- 3 誓約書（写）
- 4 開札結果表（入札参加者一覧表）
- 5 その他関係資料

担当 南あわじ市〇〇部〇〇課
〒 656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1
TEL

※ 本様式は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に該当し、かつ、継続的に当該行為が行われていると認められる場合（類似の案件を報告済）である場合に使用する。

(様式5)

[第11条関係]

[兵庫県警察本部報告用]

第 年 月 日 号

警察本部刑事部捜査第二課長 様

南あわじ市総務部企画部財務課長

談合情報に関連する資料の送付について

標記について、南あわじ市〇〇〇〇発注の〇〇工事（委託業務）の入札に関する談合情報を下記のとおり報告します。

なお、公正取引委員会近畿中国四国事務所にも同内容を報告しています。

記

- 1 談合情報報告書
- 2 談合疑惑事情聴取調書
- 3 誓約書（写）
- 4 開札結果表（入札参加者一覧表）
- 5 その他関係資料
- 6 公正取引委員会近畿中国四国事務所への送付文書（写）

担当 南あわじ市総務企画部財務課

〒 656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1

TEL